

生活道と農林施設の整備

補助制度を新設

●補助金の額

事業に要する費用と、毎年度市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に50%を乗じて得た額を限度として交付します。
 なお、補助金の最高限度額は、1個所につき80万円とする。1生活道につき1回限りとします。

〔農林施設整備に 対する補助〕

地元受益者が実施する農林業基盤整備事業に対して補助金を交付します。

●採択基準

単独県費補助事業に採択されないもので、かつ工事費10万円以上のもの

●補助金の額

事業に要した実際の費用と、毎年度市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に30%を乗じて得た額を限度として交付します。

なお、補助金の最高限度額は、1個所につき1会計年度

生 活道や農林施設の整備

生活道や農林施設の整備に備えて、今年度から新設した事業を、今年度から新設した事業を実施を希望される方は、毎年度4月1日から5月末日までにご相談ください。

ただし、本年度は8月末日まで受け付けます。

〔生活道整備に 対する補助〕

生活道の改良・舗装事業に対して補助金を交付します。

●採択基準

1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路で、幅員が1.8m以上(人口集中地区については、0.9m以上)、かつ延長が1路線10m以上の道路

45万円とします。

★詳しくは、次の担当課へお問い合わせください。

建設課管理係

☎0824-73-1150

西城支所環境建設課

☎0824-82-2182

東城支所建設課

☎08477-215141

口和支所環境建設課

☎0824-87-2113

高野支所環境建設課

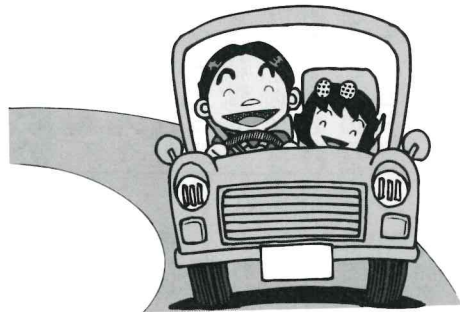
☎0824-86-2113

比和支所環境建設課

☎0824-85-3003

総領支所環境建設課

☎0824-88-3065



グループや団体の取り組みを支援

〔男女共同参画推進補助金〕

男女共同参画を推進するため、推進事業を実施する市内の団体やグループに対して補助金を交付し、取り組みを支援します。

■補助対象

市民を対象とする男女共同参画の推進をテーマとした講演会・講座・研修会などで次のいずれにも該当するもの
 ①団体が主体的に企画運営するもの
 ②団体の所在地が市内であること
 ③営利を目的としていないこと

■問い合わせ

人権推進課男女共同参画係

☎0824-75-0305

西城支所市民課

☎0824-82-2124

東城支所市民課

☎08477-210909

口和支所市民課

☎0824-87-2112

高野支所市民課

☎0824-86-2115

比和支所市民課

☎0824-85-3001

総領支所市民課

☎0824-88-3063

■補助金の額

予算の範囲内で対象事業費の10/10(限度額5万円)

■申請期間

7月5日(火)～29日(金)

■申請先

人権推進課および各支所市民課

※申請多数の場合は、審査会を開催し決定します。

